フィジー軍事政権の民主化改革と国際関係の変容

東裕

はじめに

近年の中国の著しい海洋進出をふまえて、太平洋島嶼地域の戦略的な意義とフィジーの地政学的な重要性の高まりが指摘される。すなわち、「中国にとって、フィジーは『アンザスの湖』に打ち込んだ戦略的楔。ここにミサイル基地を配備すれば、オバマが宣言したポート・ダーウィンの海兵隊およびミサイル基地を背後から封殺できる」(塩田・黒崎 2012,50) 南太平洋の要衝にフィジーは位置しているということである。

こうして海洋の「陸地化」は、その「陸地」の権益をめぐる大国の「争い」の場ともなり得る。「陸地化」が顕著になればなるほど、すなわち太平洋島嶼地域の経済的価値が高まれば高まるほど、「争い」は激化し、安全保障面での価値の高まりをももたらす。そのことは、太平洋島嶼諸国にとっては、大国との狭間で、いかに自国の価値を高く保持し、そこからどれだけ多くの政治的・経済的なメリットを引き出すかという「外交手腕」を試されることを意味する。自国の価値をより高く評価する大国との関係を強化することによって、太平洋島嶼国は自国の開発と発展につなげようとする。

深海底鉱物資源が存在する太平洋島嶼地域諸国14カ国の EEZ が太平洋のほぼ半分を占めることから、島嶼諸国が「地理的に大国化」(塩田・黒崎 2012,50) するといっても、その「大国化」は多分に比喩的な表現であっ

て、実際に島嶼国の人口規模が拡大したわけでも、諸分野での開発が飛躍的に進んだわけでもない。統治能力の脆弱性という問題がどこまでもつきまとう。なぜなら、島嶼国の「大国化」は周辺先進諸国によってその保有資源の価値が認められることでもてはやされてのもので、しかも島嶼国には自ら保有する資源を管理し開発する能力も十分には備わってはいない。また、「大国化」は島嶼国の国際政治における重要性を高めはするが、島嶼国自身が「大国」に見合った十分な外交能力と内政面での統治能力をもってはいない。いずれ「大国化」による経済的利益を自ら十分に享受することなく周辺先進諸国による資源開発の結果、その利益は「収奪」され、伝統社会や自然環境が破壊されるおそれが多分にある。このような島嶼国が抱える共通の「脆弱性」をいくぶんかでも克服するために島嶼国自身ができることの一つが統治能力の向上である。「良い統治」(グッドガバナンス)の実現、政治的リーダーシップの強化、民主主義・法の支配・基本的人権の尊重といった普遍的な価値観の共有はそれに資することになる。

太平洋島嶼地域に触手を伸ばす大国は、必ずしも「民主主義・自由・人権・法の支配」といった価値観を共有する国々だけではない。世界各地で資源確保に狂奔し、一方で軍事大国化を加速させ太平洋への海洋進出を虎視眈々とねらっている中国の存在は、太平洋を取り巻く自由民主主義国家にとって安全保障上の脅威となりつつある。しかし、太平洋島嶼諸国にとっては、今のところもっとも気前のいい大国なのだ。とくに、2006年12月のクーデタ以来、「軍事独裁政権」として周辺の自由民主主義諸国から制裁措置を科せられたフィジーにとって、内政不干渉を旗印に開発途上国のリーダーを気取る中国は唯一の寛大な理解者であった。そして、そのフィジーはまさに南太平洋の十字路に位置するという地政学上の要衝にある。こうした点で、「陸地化」した太平洋島嶼国のなかで、とくにフィジーに着目すべき理由がある。そのフィジーであるが、2006年12月のジョサイア・バイニマラマ(Josaia Voreqe Bainimarama)国軍司令官によるいわゆる軍事クーデタ以来、フィジーは国際社会の批判にさらされ、早期の「民主制復帰」(1)を求められてきた。

とりわけ2009年4月に大統領が憲法を破棄し、バイニマラマ「暫定政権首 相 | を再び「首相 | に任命し、バイニマラマ政府は政令 (decree) により統 治するという危機政府の手法による新体制の運営を開始したことは、国際社 会からのさらなる批判を強めた。太平洋諸島フォーラム(Pacific Islands Forum: PIF) 議長でニウエ首相のトケ・タランギ (Toke Talagi) は、5月1日に フィジーの PIF 会合への参加資格の停止を発表し、日本政府も5月22日・ 23日に北海道で開催された第5回太平洋・島サミットに軍事政権という理由 でフィジー政府首脳を招請しないことを決めた。このような国際社会の反応 は当然ともいえたが、フィジー政治に対する十分な理解を欠いた対応でもあ った。2006年12月のいわゆる軍事クーデタの実態、バイニマラマ暫定政権の 2年余の政策と政権運営、それに対するフィジー国民の評価をまったく考慮 しない判断であったからだ。周辺先進諸国のフィジー批判はいっそうその強 さの度を増していったが、フィジー国民の多数はバイニマラマ政権とその政 策を支持する安定した状況が続いた。民主的手段によらない政権交代と立憲 主義を否定した体制下での政権運営を国民が支持するという。先進民主主義 諸国にとって容認しがたい状況があった。

そうした状況下で、2009年7月1日、バイニマラマ首相は「変化に向けた 戦略枠組み」(A Strategic Framework for Change)と題する演説を行い、2009年 から2014年の5年間での政策実施行程(いわゆる「ロード・マップ」)を明ら かにした(Fiji Ministry of National Planning 2009, i)。それによって、2009年から 2011年の3カ年における政策を発表した。そこでは、①社会・経済状況およ びインフラの改善、②2012年9月までの新憲法草案作成作業の着手、③2013 年9月までの新憲法公布、そして④2014年9月までの総選挙の実施による民 主制復帰、という行程が示された。

先進民主主義諸国は、「民主化」に向けた行程を歓迎するのではなく、軍事政権の永続化を図るための時間稼ぎとみなし、制裁措置の継続とともに民主制への早期復帰を促す圧力行動に終始した。しかし、それから5年後、フィジーは2013年9月には総選挙を実

施して民主制に復帰し、民主的正統性を備えたバイニマラマ政権が誕生した。 2009年のバイニマラマ軍事独裁政権の「政権公約」は実現されたのである。 そして、軍事独裁政権下の諸改革とバイニマラマ個人に対する国民の信任が 確認された。

ところで、バイニマラマ政権が唱える「民主化」は、民主主義の前提条件である国民の平等を実現することに焦点を合わせたもので、民族別選挙制・議席制を維持したままでは真の民主主義とはいえないとして、すべての選挙人の投票価値の平等を実現し、それが投票結果に反映されるような選挙制度によって民主制復帰のための選挙が実施されるべきだという思想であった。選挙人の不平等を残したままの選挙では真の民主化とはいえないとの主張は、1970年の独立以来維持されてきた選挙制度を中心とする政治制度および伝統社会の革命的改革の主張でもあった。

バイニマラマ軍事政権は強力な独裁的リーダーシップの下に民主化改革を 実行する過程で、政権の統治能力が強化された。また、民主化改革の実現は バイニマラマの統治能力に民主的正統性を付与することになった。こうして、 フィジーは2006年のクーデタ以来の経験を通じて、そして政治・行政の腐敗 を厳しく摘発することで、政治指導者とその下にある行政機構の統治能力が 向上し、強化されていった。「大国化」の条件の一つを獲得していったと考 えられるところである。

そこで、つぎに2006年12月のクーデタ以来のフィジー「民主化」の行程を検証する。本章では、その過程を安定的な民主主義実現のための前提条件である平等な政治的権利を有する民族差別のないフィジー国民の創出と「良い統治」の確立に向けた開発独裁の期間と位置づける。あわせてその間のフィジーをめぐる国際関係の変化を概観し、先進民主主義諸国の論理に基づく対フィジー政策がフィジーの「民主化」にとっていかなる効果をもたらしたかを検証する。これによって、バイニマラマ政権の論理を明らかにし、フィジーにおける民主化が「軍事独裁政権」によって推進された過程を跡づけ、その過程を通じてフィジーがより強固な国民統合と統治の基盤を固め、国際

社会における地位の向上・強化をもたらし、「大国化」したことを確認したい。

第1節 フィジー軍事政権による民主化政策の立案と実行

1. クーデタとバイニマラマ暫定政権の成立

バイニマラマ軍事政権の歴史は、2006年12月5日の「軍事クーデタ」に始まる。このクーデタをバイニマラマは「浄化作戦」(clean-up campaign)と銘打ち、「腐敗」しているとされる当時のライセニア・ガラセ(Laisenia Qarase)政権を追放することをその目的とした。そこでまず、このクーデタの経緯と背景、その後の暫定政権の成立、それに対する内外の反応を以下に紹介し、なぜバイニマラマ軍事政権がそもそも誕生するに至ったかを整理する。2006年12月5日、フィジー諸島共和国でバイニマラマ国防軍司令官が全権を掌握、翌6日には全土に非常事態宣言を布告した。この政変により、ガラセ首相が追放され、議会も解散された(PW: 2007. (129), 78)。フィジーで4度目のクーデタであった。過去3回のクーデタはフィジー原住民系がインド系政権を追放するという民族主義的クーデタであったのとは異なり、原住民系の軍による原住民系政権の追放という、これまでにない構図のクーデタであった。背景には、2000年の文民クーデタ事件とその後の軍内部での反乱の事後処理問題、ガラセ政権の原住民系政策・財政政策、および同政権の腐敗等の諸問題が終んでいた。

軍によって追放されたガラセ政権は、もともと2000年の文民クーデタ後にバイニマラマ国軍司令官がつくった政権であった。その後5年間の政権運営を経て、2006年5月の総選挙で多数の支持を獲得して信任されてから半年余りしか経過していない時期での政権追放であった。クーデタがもたらす経済と国際関係へ悪影響というリスクを冒してまで、クーデタを実行する説得力

のある合理的理由を見いだすのは困難であった。あえていうなら、フィジーの「クーデタ文化」(coup culture) といわれる政治文化の土壌では、ガラセ政権の諸政策や腐敗体質への不満がクーデタの実行にとって十分な理由となり得たということである。

2007年の年明け1月4日、バイニマラマは暫定大統領職を辞し、その地位 をクーデタ前に占めていたラトゥ・ジョセファ・イロイロ (Ratu Josefa Iloilovatu Uluivuda) に返還することで暫定クーデタ政権は終了する。翌5日には、 イロイロ大統領からの任命を受けて、バイニマラマが暫定政権首相に就任し た。1月8日にバイニマラマ暫定首相は8名の閣僚を任命し、翌9日には、 さらに6名の閣僚を追加任命して、首相と14名の閣僚からなる暫定政権(Interim Government) が発足する (PW: 2007. (129), 78-80)。内閣の最大の目玉は、 2000年のクーデタで追放されたインド系のマヘンドラ・チョードリー (Mahendra Chaudhry) 前首相が、閣内での最重要ポストである財務・国家計画・ 公企業および砂糖改革大臣に就任したことだった。そのほかにもフィジー労 働党 (Fiji Labour Party: FLP),統一フィジー党 (Sogosogo Duavata ni Lewenivanua / United Fiji Party: SDL),国民連合党(National Federation Party: NFP),統一人民 党 (United Peoples Party: UPP) の各政党出身で担当各省の行政に詳しい人材 を配置し、両民族からなる複数政党内閣が組織され、閣僚には下院議員選挙 への出馬禁止を条件とし、閣僚ポストを利用して政治活動を行うことを牽制 した。

こうしたバイニマラマの対応に接し、伝統的首長大評議会 (Bose Levu Vakaturaga / Great Council of Chiefs: GCC))議長はバイニマラマ暫定首相とその内閣への全面支持を表明するとともに、国民にも支持を呼びかけ、当初の反バイニマラマの態度を一変させた。メソジスト教会やカトリック教会も、バイニマラマ暫定政権への支持を明らかにした (PW: 2007. (129), 79)。2月下旬には、2010年までに下院議員総選挙を実施することを明らかにし、「民主制」復帰に向けたスケジュールが示された。

しかし、こうして安定の兆しを見せたフィジーの状況に対しても、オース

トラリア・アメリカ・EU などはバイニマラマ暫定政権を承認しない姿勢を維持し、総選挙の早期実施を求めてフィジーに対し「外圧」をかけ続けた。一方、国内ではそれと正反対にその行動を支持する世論が支配的であった。また、クーデタの舞台となった首都スバでは、格別の治安上の不安もなく、平穏な国民の日常生活が続いていた⁽²⁾。

2. 「人民憲章」とフィジー改革

バイニマラマ暫定政権は、周辺先進諸国からの非難を受けながらも、国内的には安定した状況が続いた。そして、暫定政権の成立から1年8カ月が経った2008年8月6日、暫定政権は「人民憲章」(People's Charter for Change, Peace and Progress: PCCPP) 草案を発表した。この文書は、「よりよいフィジーをつくるための国民会議」(National Council for Building a Better Fiji: NCBBF) によって作成されたものであった。

バイニマラマ暫定政府首相は、かねてより「人民憲章」の内容が実施されることが総選挙の前提であると言及し、とりわけそこで示されるであろう新選挙制度の下で総選挙が行われるべきであると強調してきた。この流れのなかで、「人民憲章」草案発表から10日後の8月18日、バイニマラマ暫定首相は総選挙の実施時期に触れ、総選挙は「人民憲章」草案で勧告された新選挙制度の下で実施されるべきであり、その準備には12カ月から15カ月を要すると語った。この発言により、当初2009年3月に実施が予告されていた総選挙の延期が濃厚となり、軍事政権批判が高まった。

この「人民憲章」は暫定政権にとって今後のフィジー改革の青写真であった。また、「憲章」という名称から窺えるように、憲法にも匹敵する規範であることが示唆されていた。そこで、この「人民憲章」はいかなる意図と目的をもって作成されたものであるか、またその目的達成のためにいかなる政策が提言されていたかについて、同憲章の内容に即して以下に紹介したい。なお、5年後に成立することになる2013年憲法は、この憲章を下敷きに作成

されたものである。

(1) 「人民憲章」作成の経緯と目的

人民憲章は、過去20年間のフィジー経済は、1987年および2000年のクーデタによる政治的混乱のなかで大きな落ち込みを経験し、そのたびに政治的安定の回復と経済成長の再生努力によって復活を遂げたが、いずれも長く継続することはなかったとし、その原因を統治の失敗にあるとした。そして、統治の失敗の原因を、①政治的不安定、②原住民系の農地借地問題、および③原住民系フィジー人とインド系フィジー人の間での信頼関係の衰退に求める。そのような状況下において、統治機構の根本的な見直しが必要とされていると判断したものであった。

そうした背景のなかで、2007年1月に大統領は暫定政府に事態を打開し進展させる任務を与え、内閣は2007年9月の第25回閣議において、「人民憲章」によって、「すべての国民にとってのより良いフィジー建設」のための国民発案を行うという提案を了承した。次いで、その実施のために暫定政府は大統領に対して「国民会議」の設置を助言し、大統領は、2007年10月10日に45名のメンバーからなるNCBBFを設置するための措置をとり、同時に「人民憲章」の発案が、大統領から公式に発表された。なお、「人民憲章」の作成にもっとも深く関与したのは、インド系の元フィジー人でニュージーランドに居住するジョン・サミー(John Samy)で、彼はアジア開発銀行(ADB)で19年間の勤務歴を有する開発経済の専門家であった。

「人民憲章」の目的は、フィジーを人種差別のない、文化的活気に満ちて一つにまとまり、よく統合された、真の民主国家として再建することであり、そして能力主義に基づく平等な機会と平和を確保し、進歩と繁栄を求める国家にすることにあった。その目的を達成するため、「フィジー再建のための主要な支柱」(Key Pillars for Rebuilding Fiji)(Fiji 2008, 10-35)として11の課題が掲げられた。この部分が「人民憲章」の眼目であり、各支柱(Pillar 1-11)のなかで、それぞれの「喫緊の問題と争点」と「前進のための方策」が明示

され、問題の所在とその具体的な解決策が提示された。

なかでも統治の強化の観点からみて重要な柱は、①持続可能な民主主義と良好かつ公正な統治の確保、②共通の国民意識の形成と社会的結束の構築、③効果的で良識と責任あるリーダーシップの確保、④およびグローバルな統合と国際関係の強化、であった。そのなかで、民主制復帰と最も関連の深いのが、①「持続可能な民主主義と良好かつ公正な統治の確保」(Pillar 1: Ensuring Sustainable Democracy and Good and Just Governance)であった。そこでは、選挙制度改革、良好かつ公正な統治、「クー・サイクル」(繰り返されるクーデター)の解消、が掲げられた。

(2) 「人民憲章 | による政策提言

(a) 選挙制度改革

「人民憲章」では、1997年憲法の選挙制度を、民族差別的であり非民主的であると評価している。現在採用されている民族別代表議席制は、有権者一人ひとりの投票価値の平等を保障すべき選挙原則に反する不平等な制度であり、この制度が「クーデタ文化」(coup culture)と民族主義に基づく政治を生みだしフィジーの発展を阻害しているとの認識に立ち、民族を越えた「ひとつの国民、ひとつの国家、ひとつの国民国家意識」の形成を促進するために、自由で公正な選挙制度の必要性を説く。選挙制度のあり方について、具体的な提案がなされ、なかでも重要な提案は、①憲法(1997年)および選挙法(1998年)で定められた民族別代表方式を廃止し、すべての選挙において民族区分のない選挙人名簿(共通名簿)による選挙方式(common roll system)とすること、②自由で公平かつ公正な選挙を通じて表明される国民のすべての利益と希望が代表されるような公正な投票システムをつくるため、非拘束名簿式比例代表制(Open List Proportional Representation (PR))による選挙制度を採用すること、③選挙権年齢を21歳から18歳に引き下げること、④選挙人名簿の強制登録制の維持と強制投票制の廃止、であった。

ここでの分析では、民族別の選挙制と議席制における民族間の不平等が、

繰り返されるクーデタの根本原因であるとされ、選挙制度の改革によって民族別によらない国民の政治的権利の平等化の実現が国家発展につながるとの診断が下されていた。そのための処方箋が、1997年憲法に規定された選挙制度等の関連条項の改正であり、その具体的提言がなされた。国民の平等の実現による国家発展という目的のため、選挙制度等の制度改革をその制度を定める憲法を改革することによって実現することが示されたのであった。そしてそれは、5年後の2013年憲法に新たな選挙制度が規定されることにつながったのである。

(b) 良好かつ公正な統治

より高い透明性と説明責任を含み、腐敗と戦うような良好かつ公正な統治を確保するための提案がなされた。焦点は、国会の説明責任の確保と国会による行政監督機能の強化にあった。そのため、前者については、国会における強い効果的な野党の創出、委員会制度(Parliamentary Committee System)の採用、および国民からの国会に対する請願制度が提案された。後者の行政監督機能の強化については、オンブズマンの設置、並びに独立行政委員会として「フィジー人権委員会」の設置、「会計検査局」の設置、および「フィジー反腐敗独立委員会」(Fiji Independent Commission Against Corruption: FICAC)の設置が提案された。

とくに、「フィジー反腐敗独立委員会」は、「人民憲章」に先立ち軍事政権下で設置された「フィジー反腐敗ユニット」(Fiji's Anti-Corruption Unit)を継承したもので、同ユニットはクーデタから2カ月後の2007年2月4日以来79人を訴追し、腐敗関連容疑で400件近くを告発した。そしてFICACが設置された2007年4月から2010年12月7日までの間に、8953件もの腐敗の告発がなされ、ガラセ前首相と同政権下の政府機関の長もFICACに告発された(PW: 2010. (135), 69-70)。これも、制度改革によって「良好かつ公正な統治」の実現を図ったものであった。

(c) 「クー・サイクル」の解消

クーデタの循環(cycle of coups)の解消が提案された。その実現のために、 民族主義ナショナリズム、リーダーシップ、良い統治、人権および国民的和 解に向けた改革を含む戦略を基礎とした、14原則の採用と適用が提案された。 そのなかで重要な原則は、次の諸原則であった。

すなわち、①クーデタの政治的、経済的および社会的条件を除去し、クーデタに対する制裁を強化すること、②選挙改革の実行、③国の諸制度、民間部門および市民団体において、とくに「法の支配」への支持を強化するため、説明責任と透明性を向上させること、④クーデタは不正かつ不法であること、および民主主義と「良い統治」の問題について国民の認識を向上させるための市民向けプログラムを確立させることであった。

加えて「人間の安全保障」(Human Security)を含むよう「フィジー共和国軍」(Republic of Fiji Military Forces: RFMF)の役割を再調整することも提案された。そのため、フィジー共和国軍の有する専門的、技術的および社会的潜在能力を十分に発揮することで開発におけるフィジー共和国軍の役割を強化し、フィジー共和国軍とコミュニティの両者による開発協力を促進することを求めた。制度改革による「クー・サイクル」の解消が試みられたのだ。

以上のような内容を盛り込んだ、「人民憲章」草案が8月から9月上旬にかけて全国レベルで国民の諮問に付され、10月10日に大統領に提出された後、10月15日の国民投票で60%を越える支持を得て発効した。その結果、総選挙時期の延期が決定的になった。ここで60%を超える支持を得たことは、バイニマラマ軍事政権に対しても、国民による同様の高い支持があった証左とみなしても誤りではないだろう。

3. フィジー新体制の成立

2009年4月, 暫定軍事政権は新たな局面を迎える。4月9日の暫定政府の 合法性・合憲性を否定する控訴裁判所判決(東 2009, 13-23)を契機として, 翌10日、イロイロ大統領が憲法を破棄し、自らを国家元首に任命し、以後政令(decree)によって統治することを明らかにしたからである。そして、その翌日の11日には暫定政権首相であったバイニマラマ・フィジー共和国軍司令官が首相に任命され、同時に旧暫定政権の閣僚が再任され新政権が誕生したのである。ここに成文憲法不在の新体制が成立した。国家元首によるクーデタまたは革命ともいうべき劇的な政治変動であった。

新政権は、選挙制度の改正をはじめとする諸改革の実行と民族区分のない 単一国民を基礎とした国民の権利の平等化を実現する新憲法の制定を目標に、 遅くとも2014年9月までに新選挙制度の下で国会議員選挙を実施し、立憲民 主制への復帰をめざす方針を表明した (PW: 2009. (134), 49-51)。

2006年12月6日の軍事クーデタ後の大統領の行為の合法性・合憲性をめぐって、政権を追放されたガラセ前首相他4名の原告が、バイニマラマ国軍司令官、フィジー共和国軍、フィジー諸島共和国、暫定政府司法長官を被告として訴えていた。争点の中心は、大統領大権(prerogative powers)の存否とその行使の合法性にあった。2008年10月9日、一審のフィジー高等裁判所は、大統領大権(prerogative power)を認めその行使は合法かつ有効である、と判断した。原告側はこれを不服としてフィジー控訴裁判所に控訴し、2009年4月9日に判決が下された。判決にかかわった裁判官3名は、いずれもオーストラリア人であった。

この判決形式は、「宣言的判決」であり、いわゆるクーデタの際に行われた諸行為の合憲性ないし合法性を判断し、それらが違法または違憲である旨を宣言し、その有効性を確認するもので、直ちに違法・違憲とされた行為の無効という効果を発生させるものではなかった。判決の結論部分で「ガラセとその政府の閣僚の解任および国会の解散は違法かつ違憲であり、バイニマラマ軍司令官の首相への任命とその閣僚の任命は有効になされたものではない」(判決165段)とする一方、イロイロ大統領が「国会解散の助言と下院議員選挙の告示を行うよう大統領に助言するための選挙管理内閣のための暫定首相(caretaker Prime Minister)を任命することは合法である」(同166段)と

官言した (東 2009: 15-16)。

イロイロ大統領はこの判決の矛盾を批判した。控訴裁が違法・違憲と判断した行為は、高裁判決では憲法上明文の規定のない大統領大権によるものと認めて、その行為を合法・合憲としたものであった。しかし、控訴裁判決では大統領大権を否定しながら、一方で、憲法上明文の規定のない選挙管理内閣のための暫定首相の任命を命じているという矛盾があったからである。そのため、控訴裁判決に従うことは、新たな違憲行為につながるのではないかとの疑念を呈した。一方、三審制がとられているフィジーでは、最高裁に上告することもできたが、その道は選択しなかった。同大統領は、翌4月10日午後1時30分に国民に向けて演説を行い、1997年憲法の破棄を宣言したのである。

演説で示された同大統領の論理は次のようなものであった。すなわち、政府のない国家はあり得ず、国家機構は常に存在する必要がある。また、大統領は国民の諮問を経た「人民憲章」を承認している。その諮問の過程で国民の64%が諸改革のなかでも、とりわけ選挙制度改革を望んでいることが明らかになった。2007年1月5日以来、新しい制度、思想、そして経済部門の諸改革を通じてフィジーは急速に変化している。そうした背景とフィジー国軍司令官への諮問の結果、大統領は「人民憲章」で提案された選挙制度改革を初めとする諸改革を基礎に、国会議員選挙を実施するための道を示さなければならない。そこで、イロイロ大統領は、「真に民主的な国会議員選挙の実施を容易にするため、1997年憲法を破棄(abrogate)する」(President's Address to the Nation—Fiji Government Online, 2009/04/10)ことを決断する。

こうして、1997年憲法の下での選挙制度で選挙を行うことを回避し、新選挙制度で選挙を行い民主制に復帰することが国民の多数意思でもあるとして、判決の指し示した1997年憲法の選挙制度の下での選挙の実施ではなく、新憲法の下での新選挙制度での国会議員選挙こそが「真の民主制復帰」であり、そのためには1997年憲法の破棄以外に方法はない、というのがその論理の核小であった。

また、同時に大統領自らを新たな法秩序の下でフィジーの国家元首(Head of the State of Fiji)に任命し、以下の4つの政令(decree)によって憲法破棄に続く一連の行為の有効性を確保することを宣言した。「1997年憲法の破棄」(Abrogation of 1997 Constitution)、「国家元首の任命」(Appointment of Head of State)、「現行法の継続」(Continuation of Existing Laws)、「すべての司法職の解任」(Revocation of Appointment of All Judicial Officers)。そして、今後数日間に、さらに政令を定めると結び、「政令」による統治を行うことを予告した。

大統領自身が憲法を破棄し、自らを国家元首に任命するという大統領の行為によって新たな国家体制の確立を図ったのである。「国家元首によるクーデタ」ともいうべき他に例をみない政治変動であった。憲法は破棄されたが、それによって1997年憲法の下で、あるいはそれ以前につくられた法律の効力には何ら変更はなく、その効力を維持することが宣言された。新たな法秩序の下でもすべての国民の基本的人権が保障され、軍をはじめとする治安維持にあたる諸機関に対しては、国民ならびに法と秩序を守るため、道理にかなったあらゆる措置をとることを大統領は命じた。

「この方法こそがわれわれの愛するフィジーに、真の民主的な選挙を行う前に不可欠な諸改革を実行するための確実性を与え、かつそのための安定性と機会を提供する最善の方法であると国民の皆さんは同意するであろう」(President's Address to the Nation. Fiji Gov't. Online, Apr. 10, 2009)と自信をのぞかせた。そして、諸改革を実施するために、暫定政府(interim government)は5年間を必要とするとの見通しを述べ、遅くとも2014年9月までに総選挙を実施することを約束したのである。これによって、当初2009年に予定されていた民主制復帰が消え、以後「真の民主的な選挙を行う前に不可欠な諸改革」の実行のため、5年間の軍事政権の継続が確実となった。周辺先進民主主義諸国からの批判はさらに高まったが、フィジー政府はその方針を曲げることはなかった。

4. バイニマラマ政権の成立と立憲民主制復帰へのロード・マップ

2009年4月11日午前,憲法破棄後の新たな法秩序の下で、イロイロ大統領はバイニマラマ前暫定政府首相を首相 (Prime Minister of Fiji) に任命し、続いて同日中に閣僚を任命した。これを受けて、バイニマラマ新首相は同日午後8時、フィジー国民に向けて演説 (Bainimarama 2009) を行った。

バイニマラマは演説のなかで「大統領閣下は、新たな法秩序の下で、今朝私をフィジー首相(Prime Minister of Fiji)に任命した」と述べた。首相という言葉の前に、2日前の大統領演説にみられた暫定を表す interim も caretaker もなく、ただ Prime Minister とだけ記されていた。閣僚も Cabinet ministers と表記され、暫定性を示す修飾語はなかった。すなわち、この時点で、新たな法秩序(new legal order)とは新体制であることが明らかにされた。成文憲法不在、議会不在のなかで緊急命令(decree)で統治する非常事態における緊急権発動下の状況と同様の統治形態であり、その意味では暫定内閣とみることもできた。

しかし、選挙を実施する前にあらたな選挙制度の導入を含む諸改革を実施すること、すなわち新憲法制定を含んでいるため、選挙実施を主たる目的とする選挙管理内閣とも違っていた。憲法の停止ではない点で、憲法に根拠をおく緊急権発動下の状況とも様相を異にしていた。したがって、4月10日午後1時30分のイロイロ大統領の演説によって1997年憲法の破棄と大統領自身による自らの国家元首任命が行われた時点で、フィジー新体制が成立したと考えられるのである。その新体制のなかで、バイニマラマ「暫定政府首相」は、正式の「首相」に任命されたのである。

バイニマラマ首相は、その就任演説のなかで、遅くとも2014年9月までに 平等な投票権を基礎とする新しい選挙制度の下で総選挙を実施することを確 認し、地方住民・離島住民・若者・企業家・労働者などさまざまな階層の国 民から期待と支持が寄せられていると述べ、平等な国民として一つの国民に なる、新しい始まりを迎えたとして、次のように訴えた。

「われわれは、・・・公平で公正なフィジーを建設しなければならない。平等な機会、経済的機会をもつフィジーである。バイニマラマ政府は、政府組織の近代化をめざす多くの改革の実行に焦点を合わせる。経済の自由化、組織的な腐敗の除去は継続的な課題である。道路と給水システムの改善により多くの資源を投入する。砂糖を政治問題から切り離し、商業的な採算がとれるよう産業競争力を強化する。一般のフィジー系国民がその保有する土地から利益を得られ、同時に土地の開発と国民経済の成長につながるような正しい仕組みをつくる。そして、不可欠なことは、われわれの経済と将来に影響を与える決定から、政治を切り離すことだ。ここにいう政治とは、狭量な政治(petty politics)、民族主義の政治(communal politics)、地域主義の政治(provincial politics)、および宗教主義の政治(religious politics)である。

われわれのフィジーは、異なった民族を抱え、さまざまな文化を有するという多様性と豊かさを祝福しなければならない。しかしながら、同時に、われわれすべてがフィジー人(we are all Fijians)なのである。われわれはすべて平等な市民である。われわれすべてがフィジーに忠誠を誓わなければならない。われわれは愛国者でなければならず(we must be patriotic)、フィジーを第1に考えなければならない(we must put Fiji first)。」(Bainimarama 2009a)

こうして民族の差異を捨象した平等な権利をもつ国民の創出,自由化と腐敗の除去に焦点を合わせた組織の近代化とそのための諸改革の実行,多民族国家のなかでの国民的アイデンティティの形成による国民統合の達成,それによる経済の国際競争力の強化,といった点に重点をおいた施政方針が示された。そして,バイニマラマ政権は、「人民憲章」の指し示す改革を最大5年の歳月をかけて実行する道を選んだ。

2009年7月1日,バイニマラマ政権は「変化に向けた戦略枠組み」(A

Strategic Framework for Change)という政策実施計画を発表した。これは、2009年から2014年までの5年間の政策実施行程をしめすものであった。その行程は、①2009年から2011年は、社会・経済状況およびインフラの改善に取り組み、②2012年9月までに新憲法作成作業を開始し、③2013年9月までに新憲法を公布し、④2014年9月までに総選挙を実施するというものであった。

そして、2009年12月に国家計画省は具体的な政策を掲げた政策要綱たる「民主制と持続可能な社会・経済開発のためのロード・マップ」(Roadmap for Democracy and Sustainable Socio-Economic Development 2010-2014)を発表した。その目的は「全国民のためのより良きフィジー」(A Better Fiji for All)をつくることであった。「より良きフィジー」とは、「良い統治」が確立された真の民主国家で、すべての国民に進歩と繁栄がもたらされ、平和で民族区別のない統合された社会、であった。また、その序文では、この「ロード・マップ」が「人民憲章」を基礎とするものであることが明示されていた。

最初に「良い統治」の確立のために必要な具体的な政策が提示された。その第1が、①新憲法の制定であった。すべての国民が"Fijian"とよばれ、国名は"Fiji"とすることが示された。つぎに、②選挙制度と議会制度改革で、全国1区の非拘束名簿式比例代表制を採用し、一院制国会とすることで、これもまた憲法にかかわることであった。そのほかには、③国の安全保障を強化し「クー・サイクル」に終止符をうつこと、④法と正義の強化、⑤責任(accountability)の枠組みとして、会計検査官・人権委員会・反腐敗独立委員会の設置、⑥公共部門改革、⑦原住民系のための諸制度の改革として、伝統的首長大評議会(GCC)のメンバーシップの見直しや原住民系関係担当省の設置、そして⑧リーダーシップの強化が掲げられた。

つぎに「経済開発」として、①マクロ経済の安定、②輸出促進、③輸入代替産業の育成、④ GDP における投資比率の向上、⑤生産的・社会的目的のための土地利用促進、および⑥グローバル・インテグレーションと国際関係の推進を目標とした。

最後に「社会・文化開発」として、①貧困削減、②知識を基礎とした社会

づくりとしての教育の充実, ③保健医療サービスの改善, ④共通の国民的アイデンティティ開発と社会的統合の形成が目標とされた。

このように、2009年の段階で2014年の民主制復帰までの政策行程が明確に公表され、バイニマラマ政権の「公約」となった。この「公約」が方針通り実施されていくのかが注視されることとなった。なかでも、立憲民主制復帰の前提となる2013年に予定された新憲法制定が確実に目に見える道標であった。しかし、それとても4年後のことであり、先進民主主義諸国からすれば余りにも長い道のりと映った。

第2節 新憲法の成立と特徴

1. 2013年憲法の成立

2012年7月からフィジー新憲法の作成作業を進めていたフィジー憲法委員会 (Fiji Constitution Commission) は草案作成を完了し、2012年12月21日、ヤシュ・ガイ (Yash Pal Ghai) 憲法委員会委員長から、イロイロ大統領の後任のラトゥ・エペリ・ナイラティカウ(Ratu Epeli Nailatikau)大統領 に新憲法草案(ガイ草案)が手渡された。この憲法草案は、12月21日以前に外部に「流出」し、PDFファイルがインターネット上に掲載されたことで問題となった。その後、このガイ草案は当初予定されていた憲法議会(Constituent Assembly)に提出されることなく廃棄された。その理由について、2013年1月10日のナイラティカウ大統領およびバイニマラマ首相の「フィジー憲法についての国民への演説」で明らかにされた(PW: 2013、(142)、50)。

バイニマラマ政権が、廃棄されることとなった「ガイ草案」でもっとも問題としたのは、同政権がその除去に努めているフィジー系原住民の伝統的な既得権益の維持を許容し、さまざまな政治的利害関係を反映させた過去のしがらみにとらわれた憲法であり、未来志向の憲法ではないという点にあった。

また、すでに国民の60%以上の支持を得ていた「人民憲章」で示された民主的代表の諸原則を無視し「人民憲章」で提示された新憲法作成方針に十分な配慮がなされていない点も重大な問題であった(PW: 2013. (142), 50)。なぜなら、人民憲章の内容は事実上新憲法の基本原則を示したものであり、新憲法は当然この人民憲章の諸原則の上に構成されるべきものと考えられたからであった。

そのような事情により、ガイ草案を修正するとしながらも、事実上は同草案に代わる政府草案が政府部内の法律家によって作成されることになり、2013年3月にその草案(Draft Constitution of Fiji)が発表された。政府草案はガイ草案の長所も取り入れながら作成されたと政府では説明しているが、むしろ2009年4月に破棄された1997年憲法を下敷きにして修正したものであることが両憲法の章立てや関連条項の比較から窺い知ることができた(東:2014, 14-22)。この草案は、その後数カ所の変更(修正・付加・削除)を経て、2013年9月6日に大統領の承認を得て成立・発効した。そして、同憲法161条で設けられた修正期間(9月7日から12月17日)が経過し、2013年12月31日に大統領承認を得た条文そのままの形で確定し、1970年のフィジー独立以来4つ目の憲法となった。なお、この憲法の成立に当たっては、国民投票等の特別な手続きはとられていない。

2. 2013年憲法の特徴(5)

(1) 国民統合・フィジー国民・憲法保障

第1章「国家」で、とくに注目されるのは、次の諸規定である。第1に、フィジー共和国は、「共通かつ平等な市民および国民統合に基づくこと」(第1条(a)号)、「人の権利、自由、および法の支配を尊重すること」(同条(b)号)など、第1条で8項目にわたって定められた諸価値に基礎をおく主権民主国家であることが宣言されている。ここにいう「共通かつ平等な市民」とは、フィジー系とインド系に共通かつ平等な市民的権利が認められることを意味

し、民族区分を超えた「国民統合」を志向した憲法であることを示している。 第2は、憲法の最高法規性を定めた憲法保障の規定で、「この憲法は、すべてのフィジー国民と国家によって支持され尊重されなければならず、国家には公職にあるすべての人を含む」(第2条3項)と規定され、「この憲法に定めのない他の方法によって政府を設立しようとするいかなる試みも違法であり、そのような試みによってなされたすべての行為は無効であり何らの効力も有せず、そのような憲法を超えた試みのなかでなされた行為の実行者に合法的に免責を認めることはできない」(第2条6項(a), (b)号)とする。「クーデタ文化」に歯止めをかけようとした憲法保障規定である。

そして、第3に、市民権については、「この憲法の諸規定に従い、すべてのフィジー市民はフィジアン(Fijian)として平等の地位を有する」(第5条2項)として、インド系とフィジー系を区別することなく統一的にフィジー市民を把握し、これまでフィジー系国民を意味した「フィジアン」がフィジー国民の統一名称として使用された。ここでも民族による区分によらず、フィジーの市民権を有する者はすべてフィジアンであるとして、民族による国民の分割を回避する措置がとられている。

(2) 人権保障と原住民の権利

「権利章典」(第2章)では、身体の自由、国務請求権、精神的自由権、経済的自由権、参政権、社会権、および「新しい人権」に関する諸規定がおかれている。そのなかで注目されるのは、「新しい人権」を含む詳細かつ具体的な社会権規定がおかれていることである。すなわち、教育に対する権利(第31条)、経済的参加に対する権利(第32条)、労働および公正な最低賃金に対する権利(第33条)、交通への合理的なアクセスの権利(第34条)、住居および公衆衛生に対する権利(第35条)、十分な食料および水に対する権利(第36条)、社会保障スキームに対する権利(第37条)、健康に対する権利(第38条)、環境権(第40条)、子どもの権利(第41条)、および障害者の権利(第42条)の諸規定である。

これら諸権利を具体的・個別的に憲法で規定したことは、国民の権利保障のために国家が積極的に取り組むべき政策課題を提示し、その実現に向けた国家の責務を表明したといえる。「国家及び公職にある者は、本章で認められた権利及び自由を尊重し、保護し、促進し、そして実現しなければならない」(第6条2項)との規定は、これら政策課題への取り組みを国家および公権力の行使にあたる者に義務づけたのである。

普遍的な人権規定のほかに、原住民の権利・利益保護規定も維持された。
①フィジー原住民(iTaukei)、ロツマ人(Rotuman)およびバナバ人(Banaban)の土地の保護(第28条)、②土地の権利および利益の保護(第29条)、③鉱物の採掘に対する公正な採掘権の分配に関する土地保有者の権利(第30条)の3条である。これは当初の政府案になかったもので、その後の修正過程で導入されたものであった。

(3) 選挙制度と国会改革

国会は50名の選挙された国会議員で構成される(第54条1項)。投票は、自由かつ公正に秘密投票で行われる(第52条)。1997年憲法では二院制がとられ、下院議員の定数は71で、うち25議席が民族区分のないオープンシートで選出され、残り46議席が民族ごとに区分された4つの選挙人名簿を基礎に選出されていた。また、上院は民族別の選挙によらない任命制であった。したがって、一院制移行と議員定数の削減、国会議席の民族区分の廃止はきわめて重大な改革であった。

選挙制度は、大選挙区非拘束名簿式比例代表制(multi-member open list system of proportional representation)で、1人1票で投票する(第53条1項)。1997年憲法では、小選挙区優先順位付き選択投票制が採用されていた。この選挙制度の投票方法の複雑さ、制度のもたらす多数代表的効果、そして一部にみられた第1順位の逆転現象が、民意の反映という観点からみて、国民の間に選挙制度に対する不信感を高めていたことは否定できない。そのため、大選挙区非拘束名簿式比例代表制の採用は、これらの小選挙区優先順位付き

選択投票制にみられた「欠点」を是正するものとして、選挙制度に対する不 信感を払拭するものと思われる。

選挙区は全国を1区のいわゆる全国区で(第53条1項),従来の小選挙区から大選挙区に移行し,かつ比例代表制を採用したことで,正確な民意の反映を重視した。また,比例代表制であるが,政党所属候補だけでなく無所属候補も認められた(第56条1項)。政党所属候補の場合,政党得票数が全投票数の5%以上を獲得しないと政党に議席が配分されず,無所属候補者でも全投票数の5%以上の得票がないと当選できない(第53条3項)。選挙権登録が18歳以上のフィジー市民に認められ(第55条1項),登録した者だけに投票権が認められる(同条4項)。選挙権登録は従来どおりであるが,選挙権年齢が21歳(1997年憲法第55条1項(a)号)から18歳に引き下げられ有権者数が拡大した。

そして、最も重大な変更の一つが、全国民共通の単一選挙人名簿の作成であった。選挙委員会は、単一の国民共通選挙人登録(single national common Register of Voters)をしなければならない(第55条 5 項)、と規定され、独立時の1970年憲法から1997年憲法まで受け継がれていた民族別選挙人名簿が廃止された。民族区分のない単一の共通名簿による選挙制度の導入は1980年代から一部で主張されてはいたが、これまで実現に至らなかった大改革であった。これによって民族による政治的権利の不平等が解消されることになったのである。

なお,以上の2013年憲法の特徴的な規定は,すべて「人民憲章」で掲げられていたものであった。

第3節 2014年総選挙と民主制復帰

1. 総選挙準備と政党登録

2013年3月21日に政府作成のフィジー憲法草案が発表されたことで、新憲法の成立がほぼ確実となり、総選挙の実施に向けた動きが活発になっていった。5月には、フィジー労働党 (FLP)、国民連合党 (NFP) および社会民主自由党 (Social Democratic Liberal Party: SODELPA) の3政党が「政党 (登録・行為・資金および開示) 令」による承認を受け政党登録が認められた (PW: 2013. (142), 52)。同年末には、2009年にロード・マップで示された2013年の新憲法が、当初の公約どおり2013年12月31日に確定した。民主制復帰に向けた最後の里程標が確認されたのである。

2014年に入ると政府の選挙準備も本格化する。1月8日には弁護士で前フィジー法曹協会会長のチェン・ブン・ヨン(Chen Bun Young)を委員長とする7名の学識経験者や聖職者などで構成される選挙委員会メンバーが発表された(PW: 2014. (144), 49)。選挙委員会は、有権者登録と自由で公正な選挙の実施等の責任を負うことが憲法で定められた中立かつ独立の委員会で、総選挙の実施がより確実なものとなった。

去就が注目されていたバイニマラマ首相は、1月16日に、総選挙に出馬するため、3月に軍司令官を辞任することを明らかにした(PW: 2014. (144), 49)。フィジー共和国軍の軍人は政党員になることも、政治活動に従事することも政党法で禁止されていることによるものであった。3月には、フィジー共和国軍司令官にバイニマラマ司令官の任命によって陸軍司令官のモセセ・チコイトンガ(Mosese Tikoitoga)准将が就任した。チコイトンガ司令官は、フィジー共和国軍の独立性は新憲法で保障され、その大きな責務はすべてのフィジー国民の平等な市民権を保障した新憲法を擁護することであるとし、9月の総選挙後に軍が政府の変更に介入することはないと語るとともに、軍とバ

イニマラマ前司令官との個人的な関係は、軍の役割に影響を及ぼさない、と述べた (PW: 2014. (144), 51-52)。

バイニマラマ首相の立候補が確定的となり、フィジー共和国軍がその政治的中立性を強調し、選挙結果の如何にかかわらず政治への不介入を事前に表明したことで、バイニマラマ政権もフィジー共和国軍も、総選挙の実施による民主制復帰を既定方針として行動する姿勢を明確に示したのである。この言動を裏打ちするように、フィジー政府は、3月28日に総選挙の投票日を9月17日とし、選挙手続きを定めた選挙令(Electorate Decree)を公布した(PW: 2014、(144)、52)。

3月30日には、バイニマラマ首相がフィジーファースト(Fiji First)党の設立を発表し、選挙活動を開始した。党名は、フィジーでは「宗教、人種、民族、地位、肌の色、性別及び信条にかかわらずすべてのフィジー人は平等であるとみなされ、どのフィジー人も一つの国民として我々集団としての進歩、成功、および成長との関係で第一に置かれる(put Fiji first)」というバイニマラマ首相の信念に由来するものであった(PW: 2014 (144),53)。その主張の主眼は、平等なフィジー人の創出にあった。単一のフィジー国民として、すべてのフィジー人が平等な権利をもち、平等に扱われることを第1に掲げた。換言するなら、民主主義の条件である国民の平等の宣言とその実現は民主制復帰の前提条件を整備し、確保するものであった。そのことが党名に掲げられたのである。

フィジーファーストの結党とともに、バイニマラマ首相は、自らへの支持を国民に訴えかけた。すべてのフィジー人の平等を基礎にした新たなフィジーの国づくりを意図してきたが、同首相は、基本的なインフラ整備・雇用確保・教育等の面で、実現すべき課題が残されているとして、課題実現まで政権を維持できるように政府への支持を呼びかけた。5月5日には、同首相は政党登録手続書類を選挙委員会に提出し、5月30日に政党登録令による政党として登録が承認された。

こうして、バイニマラマ首相が党首を務めるフィジーファースト党 (FF)、

フィジー労働党 (FLP), 国民連合党 (NFP), および社会民主自由党 (SO-DELPA) の主要政党が総選挙で議席を争う状況が生まれた。

2. 総選挙の争点

2014年9月の総選挙に向けてキャンペーンが開始された。バイニマラマ首相は、全国を巡回視察し、2013年憲法の条文を住民に配布して、憲法はフィジー国民が前進するための方法を示すものであり、すべての人々が憲法を読むことが重要であると訴えた。

同首相は、新憲法は次の3点において、独立以来の3つの憲法と根本的に異なっていることを強調した。すなわち、①誰もが平等で、誰もがフィジアンと呼ばれ、2014年9月に実施される選挙では誰もが平等な価値を有する1票をもつこと、②恒久的な居住権、十分な交通、食料・清潔な水、正当な最低賃金、社会保障制度、健康および公衆衛生へのアクセス権が初めて憲法で定められたこと、③憲法は土地保有者の権利だけでなく借地人の権利も保護していること、の3点であった。

さらに、バイニマラマ首相自身が強調したのが、国民の教育権の保障であった。これは、初等教育から大学教育に至るすべての段階において国民の教育権を保障するもので、総選挙後に誕生する新政府はすべてのフィジー国民に対しすべての教育段階で、教育を受ける権利を保障するためのあらゆる措置を実施しなければならないとするもので、そこには中等教育までの無償化が含まれていた。この政策が、選挙においてフィジーファーストへの支持獲得に大いに貢献することになった。

加えて、フィジーファーストへの支持獲得に貢献したのが、土地政策であった。2013年11月に原住民土地信託会議(iTaukei Land Trust Board: TLTB)の議長でもあるバイニマラマ首相は「土地保有権の保護を通じて土地保有者を保護することと、土地保有者が公正かつ正当な賃貸料を受け取る必要性があることは、土地の賃貸借権と利益を憲法で保障したためであり、すべてのマ

タンガリ(伝統的共同体)のメンバーは、マタンガリの土地借地料による収益を平等に利用し配分されなければならない」(Fijilive, 2013/11/05)と述べ、慣習的土地保有者の土地保有権の保障と共同保有者間での土地から得られる収益の平等かつ公正な配分の必要性を強調した。

国土の91%が原住民保有地であるフィジーにおいて、慣習的土地保有権を保障しつつも、そこから得られる利益配分の平等化は、原住民系フィジー人にとって政権の支持を左右するきわめて重要な関心事であり、とりもなおさず総選挙におけるフィジーファーストへの支持を固める意味をもつものであった。土地問題をめぐる政治は、土地政治(land politics)ともいわれ、1987年のクーデタ以来フィジーの発展を妨げてきたことは明白な事実であった。その土地問題に対し、バイニマラマ政権はひとつの解答を与えたのである。その解答の正否が総選挙の最大の争点となった。

3. 総選挙の実施と選挙結果

2014年9月17日,総選挙は予定通り平穏のうちに投票が実施された。とりわけ投票前日の2日間は選挙運動と選挙報道が禁止されたこともあり、いっそう落ち着いた雰囲気のなかで投票日を迎えた。投票日は休日とされたため首都スバのほとんどの商店は休業し、人気の少ない街角のあちこちに警備にあたる2人組の警察官の姿があったが、その表情に緊張の様子はみられなかった。投票は混乱なく終了し、その夜から開票が開始され、その様子がテレビ中継された。翌朝までに選挙結果の大勢が判明した(表1-1)⁶⁶。

新選挙制度のもとで、得票率が5%を上回ったFF、SODELPA、NFPの3党に議席が配分された。その結果、FF 32議席、SODELPA 15議席、LFP 3 議席となった。バイニマラマ党首のFF は過半数の26議席を超える32議席を獲得し、バイニマラマが首相に決定した。2007年以来政権を担ってきたバイニマラマとその政策が国民の絶対的な信任を得たことが確認されたのである。

表1-1 2014年9月総選挙の公式選挙結果

| 政 党 | 候補者得票数 | 得票率(%) |
|---|---------|--------|
| フィジーファースト | 293,714 | 59.2 |
| (FijiFirst (FF)) | | |
| 社会民主自由党 | 139,857 | 28.2 |
| (Social Democratic Liberal Party (SODELPA)) | | |
| 国民連合党 | 27,066 | 5.5 |
| (National Federation Party (NFP)) | | |
| 人民民主党 | 15,864 | 3.2 |
| (People's Democratic Party) | | |
| フィジー労働党 | 11,670 | 2.4 |
| (Fiji Labour Party) | | |
| ひとつのフィジー党 | 5,839 | 1.2 |
| (One Fiji Party) | | |
| フィジー統一自由党 | 1,072 | 0.2 |
| (Fiji United Freedom Party) | | |
| 無所属候補・デオ | 1,055 | 0.2 |
| (Independent Deo) | | |
| 無所属候補・チャンド | 227 | 0 |
| (Independent Chand) | | |
| | 496,364 | 100 |

(出所) Fiji Election Office (http://www.electionsfiji.gov.fj/2014-election-results (Last visited November 5, 2015) 資料より筆者作成。

4. 民主制復帰のための「独裁」政権

こうしてフィジーはおよそ8年ぶりに民主制に復帰した。過去のクーデタから民主制への復帰が1年半から3年であったのに比べて長い道のりであった。しかし、この長期にわたる期間がフィジーにおける真に自由で平等な民主主義定着のための前提条件創出のための諸改革に必要な時間であったとも考えられる。先進民主主義諸国から批判され続けたバイニマラマ「軍事独裁政権」に対し、終始一貫した国民の支持が維持されていたと推定される点に留意する必要があろう。選挙によらずクーデタを契機として成立した政権であったが、一貫して民意はその政権を支持してきたと強く推認される(⁵)。バ

イニマラマ政権が国民の期待に応えた政策を実行してきたことが理由であった。その政策とは、民主政治の基礎となる国民の政治的・経済的平等の実現を中核とする諸政策であった。それを強力に立案し、実行できたのは「独裁」政権ゆえであった。

第4節 フィジー軍事政権下の国際関係の変容

1. 周辺先進諸国・国際機関等による制裁措置

2006年12月の軍事クーデタ以来、フィジーは国際社会の批判にさらされ続 け、「民主制復帰」を迫られてきた。とりわけ2009年4月にイロイロ大統領 が憲法を破棄し、バイニマラマ前暫定政権首相を首相に任命して以来、国際 社会からの批判はいっそう高まった。5月1日には、ニウエ首相タランギ PIF 議長はフィジーの PIF 会合への参加資格の停止を発表し、日本政府も 5 月22日・23日に北海道で開催された第5回太平洋・島サミットに軍事政権と いう理由によってフィジー政府首脳を招請しないという事態に発展した。そ の後も9月に英連邦(Commonwealth)は、フィジーの参加資格を全面・即時 停止し (PW: 2010. (135), 62-63). 10月にニュージーランドはフィジー高等裁 判所判事の入国を拒否した (PW: 2010. (135), 64)。一方フィジー政府も、11 月にフィジー政権に批判的なブリジ・ラル (Brij Vilash Lal) オーストラリア 国立大学(ANU)教授、およびオーストラリアとニュージーランドの高等弁 務官に国外退去命令を出すなど (PW: 2010. (135), 65). 対外強硬姿勢を示した。 2010年に入っても、オーストラリアは対フィジー強硬姿勢を維持し、1月 には民主化の進展がないかぎり渡航制限を継続すると発表した(PW: 2010. (136), 40)。ところが、2月にフィジーのラトゥ・イノケ・クンブアンボラ (Ratu Inoke Kubuabola) 外相が、オーストラリアのキャンベラでオーストラリ ア、ニュージーランドの各外相と会談した。ニュージーランド外相との会談

では両国外交官の帰任で合意し、外交関係は改善に向かったが、オーストラリア政府との間では関係改善には至らなかった(PW: 2010. (136), 40-41)。むしろ、オーストラリア政府は強硬姿勢を強め、6月にはフィジー海軍に所属しているとの理由でラグビー選手2名の入国を拒否し(PW: 2010. (136), 47),7月にはオーストラリア政府観光当局がフィジーの首都スバの危険度を「高度の注意」へと引き上げた(PW: 2010. (136), 51)。オーストラリアのメディアもフィジーに対して厳しい姿勢を崩さず、フィジー政府は敵対的報道であると抗議した。

このような状況においてもフィジー訪問者数は増加し、6月の月間訪問者数は過去最高を記録した。とくにオーストラリア人訪問者は、オーストラリア政府の強硬姿勢とは裏腹に前年比で48.3%の増加を記録した(PW: 2011. (137), 61-62)。オーストラリアとフィジーを結ぶ格安航空便(LCC)の増便が背景にあったが、軍事政権下のフィジーに治安の不安を感じるよりも身近なリゾート地としてのフィジーの魅力がオーストラリア人観光客を引きつけていた。

また、9月にはオーストラリアのシンクタンクであるローウィ研究所 (Lowy Institute for International Policy) もオーストラリア政府の対フィジー強 硬姿勢が、フィジーの中国依存を強めているとして政府の外交姿勢に憂慮を示した (PW: 2011. (137), 62)。アメリカもオーストラリア政府の対応に懸念を抱き、ヒラリー・クリントン (Hilary Clinton) 国務長官はクンブアンボラ 外相と対話の意向を表明し (PW: 2011. (137), 63), 2011年3月には、アメリカ政府はフィジー政府との関係強化の意向を表明した (PW: 2011. (138), 55)。4月には、オーストラリアの野党代表が政府の対フィジー強硬政策を批判し (PW: 2011. (138), 58), 5月には ANZ銀行 (Australia and New Zealand Banking Group) もオーストラリアに対フィジー政策の変更を呼びかけた (PW: 2011. 138.60)。

このような豪州政府の対フィジー強硬姿勢の背景には、オーストラリアの 労働党(Australian Labour Party)政権とフィジーの労働組合との国際的な連 帯があった。バイニマラマ政権による労働組合活動への厳しい対応が、オーストラリア政府の対フィジー強硬姿勢につながっていた。この時期、民主党政権であった日本政府も、ODAの停止等を求める労働組合組織「連合」の申し入れを受け(日本労働組合総連合会 2011)、そのことが第5回太平洋・島サミットへのフィジー首脳の招請停止につながったものと思われた。

2011年8月に入り、オーストラリア政府がフィジーの保健プログラムに5年間で2760万米ドルの支援を決定し、ようやく変化の兆しがみえた (PW: 2012. (139), 53)。8月19日から21日にかけて、ローウィ研究所がフィジーの主島であるビチレブ島の主要都市で対面世論調査を行った。1032人の成人を対象としたこの調査で、バイニマラマ政権の政策に対する支持が66%に上るという結果が現れた (Hayward-Jones 2011)。オーストラリア政府はこの調査結果を非難したが (PW: 2012. (139), 54), 12月には豪州戦略政策研究所 (Australian Strategic Policy Institute) は政府の対フィジー制裁解除を提言した (PW: 2012. (139), 56)。こうして、2012年5月にオーストラリア政府はフィジー総選挙支援に250万豪ドルの支援を表明し (PW: 2012. (140), 46-47), 7月に対フィジー制裁を緩和し3年ぶりに外交関係の再開に動いた (PW: 2013. (141), 59)。

2013年8月22日にフィジーが新憲法草案を発表すると、オーストラリア、ニュージーランドは歓迎の意を表明する (PW: 2014. (143), 54)。オーストラリアのボブ・カー (Bob Carr) 外相は、新憲法を歓迎するとともに2014年9月までに総選挙を実施するための重要な一歩を進めたものであると評価し、フィジーの民主制復帰に向けてフィジーを支援する用意ができていると述べた (PW: 2014. 143. 54)。ニュージーランド政府も、2014年選挙支援のために対フィジー制裁措置のいくつかを緩和すると発表した (PW: 2014. (143), 55-56)。

英連邦も、11月の英連邦政府首脳会議の最終声明で、フィジーの民主化に向けた進展ならびに新憲法と2014年選挙実施の公約を歓迎すると表明した。 しかし、一方で2009年以来のフィジーの英連邦参加資格停止措置を解除する には十分でないとし、資格停止措置解除には立憲的文民民主主義、法の支配、および人権の回復を待たねばならないとした。その英連邦も、2014年3月14日に開催された第43回英連邦大臣行動グループ(Commonwealth Ministerial Action Group: CMAG)会合において、フィジーの全面資格停止措置を英連邦協議会への参加停止措置へと緩和した(PW: 2014. 144. 52)。フィジー政府による新憲法の制定、54万人に及ぶ有権者登録、独立の選挙委員会の設置などの9月の総選挙の実施に向けた顕著な進展を評価したものであった。

2014年3月31日,ビショップ豪外相は,2006年12月のクーデタ以降,制裁措置として実施してきたフィジー政府要人等に対する入国制限を解除したことを明らかにした(PW:2014.(144),53)。この決定は,豪政府がフィジーの選挙実施決定をはじめとする民主化プロセスの進展を評価し,二国間関係の再構築と正常化に向けたものであった。また,マッカリー(Murray McCully)ニュージーランド外相も,同日朝の豪外相のフィジーに対する入国制限解除を受けたかたちで,豪政府と同様の理由により,2006年のクーデタ以来のフィジー要人等に対する入国制限の解除を発表した(PW:2014.(144),53)。

2. 中国の支援と関係強化

中国は「内政不干渉」の立場からフィジーの軍事政権に対しても批判姿勢をとることなく、むしろ自らを開発途上国の盟主と位置づけ、フィジーへの支援を継続・強化していった。かつては台湾の国家承認をめぐる中台の援助競争が展開されたが、この時期における援助の増加はそれとは無関係であった。その意図は明確に語られず、政府開発援助(ODA)の枠組みによる援助ではないためその全貌も明らかではないが、異常ともいえる巨額の援助が行われていることは公表される個別案件から十分推測された(表1-2参照)。

2006年4月,中国は日本の太平洋・島サミットをまねた第1回太平洋島嶼諸国首脳会議をフィジーのナンディで開催し巨額の援助を約束した (PW: 2006. (128), 41-42)。そして、9月には当時の政府与党統一フィジー党 (SDL)

表1-2 中国とフィジーの関係 (2006~2013年)

| 年/月 | 外交・軍事・援助・投資・貿易関係など | | | | |
|--------------------|---|--|--|--|--|
| 2006年 4 月 | 第1回太平洋島嶼諸国首脳会議開催(ナンディ) | | | | |
| 2006年 9 月 | 与党 SDL 代表団訪中,経費は中国負担。 | | | | |
| 2007年7月 | フィジー政府, 道路建設・上水供給設備整備等のため, 6億ドルの借款を要請。 | | | | |
| 2007年7月 | フィジー政府, レウェニ少佐を中国駐在武官として派遣し, 軍事関係強化へ。 | | | | |
| 2007年8月 | バイニマラマ暫定首相,「ビザ免除令」公布。中国人訪問者のビザが免除 に。 | | | | |
| 2007年 9 月 | 中国開発銀行、銀行開設の事前調査で3回にわたりフィジーを訪問。 | | | | |
| 2007年11月 | 中国の外務次官補、フィジーTVで、周辺諸国は一層のフィジー理解と分別ある態度が必要と。 | | | | |
| 2008年2月 | チョードリー暫定財務大臣と中国大使、インフラ整備のための資金供与協定に署名、総額未定。 | | | | |
| 2008年2月 | 中国人投資家10名、格安住宅建設の市場調査のためフィジー訪問。 | | | | |
| 2008年3月 | 地方道路整備のため1億1400万米ドルの借款決定。 | | | | |
| 2008年 5 月 | 豪州の中国系企業, ビチレブ島北西部のブアでボーキサイト鉱山の発掘調 査。 | | | | |
| 2008年8月 | バイニマラマ暫定首相, 訪中。北京で「一つの中国」支持,「ルック・ ノース」政策堅持を表明。 | | | | |
| 2008年9月 | 中国企業、3900万ドルを投資しエタノール精製プラント建設を計画、中国調査団候補地を視察。 | | | | |
| 2009年2月 | バイニマラマ暫定首相, 習近平副首相と会談 (ナンディ)。6億米ドルの 借款受け入れ準備完了を報告, 直接投資, 観光客の誘致を要請。中国人の 入国要件の緩和も。 | | | | |
| 2009年3月 | 中国の建設会社、スバ近郊で格安住宅建設。 | | | | |
| 2009年8月 | 中国資本のホテル、ナンディで2010年開業へ。 | | | | |
| 2009年8月 | 中国人訪問団25人がバイニマラマ暫定首相と会談。水力発電、水産部門で提携へ。 | | | | |
| 2009年12月 | エア・パシフィック,ナンディから香港へ直行便就航(12/3) | | | | |
| 2010年2月 | フィジーの農家に1万2000トンの肥料を援助 | | | | |
| 2010年2月 | フィジー警察,売春・不法滞在で中国人9人を逮捕 | | | | |
| 2010年 5 月 | フィジー政府庁舎のフェンス(全長約2447m)設置資金を供与 | | | | |
| 2010年6月 | フィジーの低所得者向け住宅等の建設に約2470万米ドルを貸付 | | | | |
| 2010年6月 | MSG サミット,フィジー開催でフィジーに 5 万米ドルを拠出 | | | | |
| 2010年8月 2010年8月 | バイニマラマ首相, 同政権の諸改革を理解する中国との関係強化を表明 中国の投資家一行がフィジーを訪問 | | | | |
| | | | | | |

表1-2のつづき

| 年/月 | 外交・軍事・援助・投資・貿易関係など | | | |
|-----------|----------------------------------|--|--|--|
| 2010年9月 | 中国人民銀行のクレジットカード(CUP)、フィジー国内で使用可に | | | |
| 2010年9月 | 人民解放軍代表団、フィジーを訪問 | | | |
| 2010年10月 | ナイラティカウ大統領,9日間訪中 | | | |
| 2010年12月 | バイニマラマ首相,中国との450万米ドルの新規援助協定に署名 | | | |
| 2011年1月 | 中国,フィジー政府に総額200万米ドルの建設機器類を供与 | | | |
| 2011年6月 | フィジー政府公務員に大学院留学制度を提供 | | | |
| 2011年8月 | 胡錦濤国家主席,ナイラティカウ大統領との会談で関係強化を強調 | | | |
| 2011年9月 | フィジーで中国資本のセメント工場操業開始 | | | |
| 2011年10月 | フィジーへの中国企業の進出相次ぐ | | | |
| 2011年11月 | 中国系企業によるボーキサイト鉱山操業開始 | | | |
| 2011年12月 | フィジーの病院建設に430万米ドルの資金を供与 | | | |
| 2011年12月 | フィジーに経済・技術協力資金として300万米ドルを供与 | | | |
| 2012年 6 月 | 中国の鉱山会社,鉄鉱石プロジェクトに4,030万米ドルを投資 | | | |
| 2012年12月 | 対中ボーキサイト輸出、6月からの4カ月間で450万米ドルに | | | |
| 2013年 5 月 | フィジー国際犯罪担当部隊,国内の中国人移民の動向を監視 | | | |
| 2013年 5 月 | バイニマラマ首相、中国政府の招きで訪中し国家主席及び首相と会談 | | | |
| | | | | |

(出所) 『パシフック ウェイ』第129号~第142号の「太平洋諸島情報」をもとに筆者作成。

代表団を中国に迎え、その経費は中国が負担した (PW: 2007. (129), 73)。明らかに日本の太平洋島嶼国援助を意識していることが窺われた。2006年のクーデタ後の軍事政権時代に入ると、フィジーにとって中国はインドや数カ国の域内島嶼諸国と並ぶ理解者であり、かつ気前のよい最大の援助国となった。バイニマラマ軍事政権下のフィジーに対する先進国を含む域内外の諸国による制裁措置が実施されるなかで、フィジー政府は中国への依存をいっそう深めていく。2007年7月にフィジー政府は、中国政府に道路建設・上水供給設備整備等のため、6億ドルの借款を要請し、中国に駐在武官を派遣して軍事関係も強化に向かう (PW: 2007. (130), 62)。また、8月にバイニマラマ暫定首相は「ビザ免除令」を公布し中国人訪問者のビザを免除し、民間部門の交流拡大を図った (PW: 2008. (131), 29)。11月にフィジー訪問中の中国の外務次官補は、フィジーTVで周辺諸国はいっそうのフィジー理解と分別あ

る態度が必要と発言し、フィジーのおかれた状況への寛容な態度を表明した (PW: 2008. (131), 34)。

フィジー側も、2008年8月にはバイニマラマ暫定首相が訪中し、北京で「ひとつの中国」支持、「ルック・ノース」政策堅持を表明する (PW: 2009. (133), 53)。翌2009年2月には習近平副首相がフィジーを訪問し、バイニマラマ暫定首相と会談する。バイニマラマは、フィジーが6億ドルの借款受け入れ準備を完了したことを報告、直接投資と観光客の誘致を要請するとともに中国人の入国要件を緩和することを明らかにした (PW: 2009. (134), 47-48)。このような政府間関係の進展・強化のなかで、中国人投資家・企業家のフィジー訪問が相次ぎ、フィジーでの鉱物資源開発やホテル建設などの直接投資が進行していった。

2009年4月のフィジー新体制成立以降も中国との関係はますます深まり、2009年12月にはフィジーのエア・パシフィックがナンディー香港間に直行路線を開設した (PW: 2010. (135), 68-69)。同年3月末に日本との直行便が廃止された後の路線開設で、フィジー政府がオーストラリアやニュージーランドと歩調を合わせる日本よりも中国との関係強化へとシフトしたことを示す露骨な措置とみられた。その後も、中国からの経済援助が続々と行われ、中国企業のフィジー進出が相次いだ。しかし、両国間の民間部門の交流が拡大するなかで、中国人のフィジー訪問者数の増加は中国人による犯罪をも招いた。2010年2月にフィジー警察は、売春・不法滞在で中国人9人を逮捕し (PW: 2010. (136), 41)、2013年5月にはフィジーの国際犯罪担当部隊が国内の中国人移民の動向を監視するに至った。

2010年8月,バイニマラマ首相はオーストラリア,ニュージーランド,およびアメリカとの伝統的な関係を棄てて、中国との連携を望む意思を表明し(PW: 2011. (137),58),その発言に応えるかのように9月には人民解放軍代表団がフィジーを訪問し(PW: 2011. (137),63),翌10月にはナイラティカウ大統領が9日間にわたって中国を訪問した(PW: 2011. (137),64)。ナイラティカウ大統領は、翌2011年8月にも中国を訪問して胡錦濤国家主席と会談し、

同国家主席は両国間の関係強化を強調した (PW: 2012. (139), 52)。 さらに 2013年5月にはバイニマラマ首相が中国政府の招きで訪中し、習近平国家主 席および温家宝首相と会談する (PW: 2013. (142), 53)。

このように軍事政権下のフィジーに対して国際的な非難や制裁措置が課されるなかで「孤立」したフィジーは、唯一の寛大な大国中国との関係強化を図り、その潤沢な援助を利用した国内のインフラ整備・経済開発を推進して国民生活を向上させていった。そのことがバイニマラマ政権への国民の支持を拡大し強化する一因にもなった。中国の援助はフィジーの軍事独裁政権を強化するとともに、その政権の推し進める経済・社会開発を促進し、民主化推進効果をもたらしたといえる。共産党一党独裁国家の軍事独裁国家に対する援助が、軍事独裁国家の唱える民主制復帰の前提条件としていた国内のインフラ整備・経済開発のための資金供給源となった。とりわけ地方住民の生活改善に資することがバイニマラマ政権への支持を強化し、その前提条件の成就を促進し、皮肉にも民主化の進展に貢献するという結果をもたらしたことは否定できない。

3. フィジー外交の多角化

オーストラリアやニュージーランドによる非難や制裁措置が続くなかでフィジーは中国との関係を強化し依存の度を深めていく。一方,2009年4月の新体制成立以降のフィジーは独自の外交を展開する。周辺先進諸国による非難と制裁の包囲を越えて、地域や国の大小を問わず積極的な外交関係の多角化を推進し(表1-3参照)、主権国家としての国際的認知を拡大し、国際社会におけるフィジーの存在をつよくアピールする国際政策を展開していった。

2011年4月にブルネイと外交関係を開設し (PW: 2011.138.57), バイニマラマ首相は貿易関係強化のためにインドネシアを訪問した (PW: 2011. (138), 59)。7月には南アフリカ共和国に高等弁務官事務所を開設し (PW: 2012. (139), 51)。11月にブータンとの間に外交関係を開設する (PW: 2012. (139), 56)。

表1-3 近年のフィジー外交(中国・豪州・NZ・米を除く)

| 年月 | 外交・軍事・援助・投資・貿易関係など |
|-----------|---|
| 2011年4月 | ブルネイと外交関係開設 |
| 2011年4月 | バイニマラマ首相,貿易関係の強化のためインドネシアを訪問 |
| 2011年7月 | 南アフリカ共和国に高等弁務官事務所開設 |
| 2011年11月 | ブータンとの外交関係開設 |
| 2012年2月 | ロシアのラブロフ外相,フィジーを訪問 |
| 2012年 5 月 | 太平洋諸島閣僚連絡グループ(MCG)の閣僚6名(PNG,豪州,NZ,サ |
| | モア、ツバル、バヌアツ)フィジー訪問 |
| 2012年 5 月 | シリアの国連 PKO に 8 名の将校を派遣 |
| 2012年 5 月 | バイニマラマ首相、日本での第6回太平洋・島サミットへの外相招待を拒 |
| | 否 |
| 2012年 6 月 | 北朝鮮代表団3名,フィジーを訪問 |
| 2012年8月 | 北朝鮮との二国間協定の覚書に署名(両国間には主権と独立の強調という |
| | 共通の関心事がある [クンブアンボラ外相]) |
| 2012年 9 月 | イランとの外交関係を開設 |
| 2012年 9 月 | フィジーが国連で G77 (開発途上国 + 中国) の2013年の議長国に選出され |
| | る |
| 2013年6月 | バイニマラマ首相、政府首長として初のロシア公式訪問。ロシア、フィ |
| | ジー民主化プロセス支援を表明 |
| 2013年11月 | 英連邦、フィジーの民主化進展・新憲法公布を歓迎 |
| 2013年12月 | フィジー政府、イスラエルに2014年総選挙の選挙監視団派遣を要請 |
| (电話) 『パ | シフック ウェイト第138号~第149号の「十亚洋諸阜棲蝎」をオレビ等老佐成 |

(出所) 『パシフック ウェイ』第138号~第142号の「太平洋諸島情報」をもとに筆者作成。

2012年2月には、ロシアのラブロフ外相を (PW: 2012. (140), 40), 6月には 北朝鮮の代表団をフィジーに迎え (PW:2012. (140), 47), 8月には北朝鮮との 間で二国間協定の覚書に署名し、そのなかで両国はともに主権と独立が共通 の関心事であることを強調した (PW: 2013. (141), 60)。そして翌9月にはイ ランとの間に外交関係を開設する (PW: 2013. (141), 61)。ロシアとは、2013 年6月にバイニマラマ首相が、同国首相として初のロシア公式訪問を行い、 ロシアはフィジーの民主化プロセスに対する支援を表明した (PW:2014. (143), 52)。同年12月には、フィジー政府はイスラエルにも2014年総選挙の 選挙監視団の派遣を要請した (PW: 2014. (143), 58)。

また、国連との関係においても、2012年5月には従来から一貫して行って

きた国連 PKO への参加を継続し、シリアの国連 PKO に8名の将校を派遣した (PW: 2012. (140), 45)。 さらに、2012年9月には、フィジーが国連でG77 (開発途上国+中国) の2013年の議長国に選出されるまでの外交的成果を収め、その国際的地位をいっそう向上させた (PW:2013. (141), 61-62)。

域内においては、2013年8月にフィジーのナンディにおいて第1回太平洋諸島開発フォーラム(Pacific Islands Development Forum: PIDF)を開催し、開会の冒頭バイニマラマ首相は、太平洋諸島フォーラム(PIF)は島嶼諸国の利益と必要性を代表していないと述べ、オーストラリアとニュージーランドを除外した太平洋島嶼諸国が主体となった新しいフォーラムの必要性を強調した(PW: 2014. (143), 54)。2014年4月に PIDF の事務局がフィジーのスバに開設され、その開所式でフィジーのクンブアンボラ外相は、オーストラリアとニュージーランドが加盟している PIFへの復帰を拒否するとともに、両国を除いた PIF の再編を訴えた。バイニマラマ首相は、PIDF こそ太平洋諸島地域をよりよく代表する組織であると述べ、フィジーの PIF 復帰を検討する前に PIF の根本的な再編を要求した(PW:2014. (144), 54)。

こうしてフィジー政府は、オーストラリアとニュージーランドに対峙し、 太平洋島嶼地域における島嶼国を代表するかのようにリーダーシップを発揮 していった。太平洋島嶼国としては例をみない活発な外交を展開し、「小国」 の矜恃を示していった。周辺先進諸国の非難・制裁の圧力がかえってフィ ジー政府の反発力を高め、外圧を跳ね返すかのような多角的な積極外交を生 み出す原動力となったといえよう。

おわりに

フィジー軍事政権の立憲民主制の確立に向けた民主化政策は、「新立憲主義」(new constitutionalism)⁽⁸⁾の試みのひとつととらえることができる。1970年代以降に現れた途上国を対象とする新立憲主義の課題とされるのが、民主主

義の経験のない途上国において安定した民主主義を確立するために、それぞれの国によって異なる条件に適合する憲法をどのように設計すべきか、ということである。そこにいう「異なる条件」とは、社会的、経済的環境のなかに含まれる諸条件であり、そのなかには、民族、宗教、言語などの違いが含まれる。そうした諸条件を考慮し、国民統合を図り安定した民主主義を形成するための憲法の設計が求められ、その憲法設計は「憲法工学」(constitutional engineering)とよばれる(東 2010b, 280)。フィジーはまさにこれに当てはまる民族、宗教、言語の違いを含んだ社会で、その独立以来の歩みは、憲法を通じて国民統合を図ろうとし、安定した民主主義の形成を模索してきた歴史であり、憲法工学の実験が繰り返されてきたともいえよう。

1970年に独立したフィジーは、1987年のクーデタによって「民主主義」の確立に失敗したといわれた(Lawson 1991)。その後、原住民系の政治的優位を定めた1990年憲法によってインド系国民の海外流出を促すことで国内の民族構成を変化させ、その社会を基礎に1997年憲法を「設計」し国民統合をめざした。その試みも2000年クーデタによっていったんは破棄されたものの再び復活し、国民統合を実現するかに思われた。しかし、それもまた2009年の憲法破棄によって失敗に終わった。そして、3度目に設計されたのが2013年憲法であった。その設計者はバイニマラマ軍事独裁政権であった。設計計画は2007年に開始され、2008年8月の「人民憲章」草案がその設計図であった。目的は持続可能な民主主義を構築するための条件である民族区分のないフィジー国民の創出と全国民の政治的権利の平等にあった。その手段として、選挙制度改革を中心とする制度改革が2013年憲法に盛り込まれた。そして、持続可能な民主主義をめざして2014年の総選挙が実施され、軍事独裁政権の指導者が民主的正統性を獲得して議会制民主主義に復帰した。

はたして今後、フィジーにおいて2013年憲法が機能しその目的とする国民 統合が確固としたものとなり民主主義が持続するのかについては、少なくと も2度の選挙を経るまで判断できないだろう。ただひとついえることは、 2009年4月の憲法破棄から2014年総選挙に至るおよそ5年半の期間、フィ ジーは安定した状況にあったということである。その安定はけっして権威主 義体制の恐怖によるものではなく、60%台というほどほどの多数の国民の支 持に一貫して支えられてきたものであった。政策の方向性次第では、選挙に よって成立したのではない政権が、国民の支持を獲得しつつ長期にわたって 維持されてきたという事例が提示されたのである。その成立において民主的 正統性をもたない政権が、政権成立後まもなく国民の多数の支持を得たのは 何故であろうか。その国民心理については今後の検討課題としたいが、少な くとも次のことはいえるのではないだろうか。

すなわち、それまでの政権または議会よりも、バイニマラマ軍事独裁政権の方がよりよく国民多数の意思に応える政策を提言し、実行してきたのである。軍事独裁政権ではあったが、大多数の国民にとってはその自由や権利を抑圧するような政治運営ではなかった。クーデタ慣れした国民には政権成立の民主的正統性・法的正当性よりも、むしろ政権の行う政策がより重視されるものであったのではないか。そして、強力な独自外交を推進できたのも、継続的な国民の黙示の支持による政権の安定が確保されていたから、といえるのではないだろうか。

本章の冒頭で示したように、2006年12月のクーデタ以来のフィジー「民主化」の行程を検証し、およそ8年にわたるバイニマラマ軍事政権の開発独裁による民主化改革の過程を跡づけてきた。その過程を通じてフィジーは、以前より強固な国民統合と統治の基盤を固め、国際社会における地位の向上・強化に一定の成功を収めたと評価できるのではないだろうか。その意味で、フィジーは軍事独裁政権下でその政治的・社会的な脆弱性を一定程度克服し、太平洋島嶼地域における「大国化」に向けて一歩を進めたといえよう。

〔注〕——

^{(1) 「}民主化」とは「非民主主義体制(全体主義・権威主義)から民主主義体制への政治体制レベルの変化」を意味し、「国レベルの事例研究の場合では、競合的な選挙の開始時点ではなく、独裁者が退位した時点を民主化と呼ぶことが多い」(粕谷 2014, 106)とされるが、オーストラリアやニュージーランド

がフィジーに要求していた「民主化」ないしは「民主制復帰」とは、2006年 クーデタによって解散された議会の選挙を1997年憲法で定められていた選挙 制度(優先順位付き選択投票制:AV(alternative vote)制)で実施し、議会制民 主主義に復帰することを意味した。2009年4月の同憲法破棄後も2013年憲法 の草案が公布されるまでは同様の姿勢であった。2013年憲法の成立が確定的 になった段階で、オーストラリアやニュージーランドは新憲法の下で早期に 総選挙を実施することを歓迎するとの姿勢に変化した。問題は、選挙を実施 することにあって、選挙制度のいかんはオーストラリアやニュージーランド にとって関心の外にあった。

- (2) 筆者はクーデタから2カ月後の2007年2月にフィジーの首都スバを訪問した。国民生活は安定し、治安上の不安もなく、これまでと変わらないフィジーの日常風景があった。バイニマラマ暫定政権への支持の広がりが窺われ、とりわけインド系労働者の支持を獲得していた点がそれまでの3回のクーデタと決定的に異なっていた(東 2007, 28)。
- (3) フィジー政府任命の5人の委員で構成された。委員長を務めたヤシュ・ガイ博士はケニア憲法作成にも関わった。草案作成にあたり全国で公聴会を実施し、広く国民の意見を聴取した。
- (4) 2009年7月30日にイロイロ大統領は高齢(当時88歳)による健康上の理由のため大統領職を退任し、ナイラティカウ前フィジー国軍最高司令官が大統領代行に就任した。その後、同年11月3日にナイラティカウ氏が正式に大統領に就任した。なお、当時世界最高齢の国家元首といわれたイロイロ氏は2011年2月7日、90歳で死去した。
- (5) 2013年憲法を1997年憲法と比較したとき最大の特徴は、「すべてのフィジー市民はフィジアン(Fijian)として平等の地位を有する」(第5条(1)項)として、フィジー原住民系とインド系その他の民族との区分を廃止し、完全な権利の平等を実現した点にある。この点を中核として選挙制度と議会改革の規定が導入されている。それによって「クーデタ文化」の根絶を指向している(東 2013c, 20)。
- (6) 筆者は、投票日の9月17日を挟んで15日から18日まで首都スバに滞在し、 平穏のうちに投票が行われていることを確認した。その報告および選挙制度 については、東(2015)参照。
- (7) クーデタから約1カ月後,2007年1月5日のバイニマラマ暫定政権の成立にあたり、伝統的首長大評議会(GCC)、メソジスト教会、カトリック教会、フィジー観光業協会など国内の各界から支持が表明された(PIR,2007.1.5, Fijilive.1.5, FT.1.9)。2008年10月15日に実施されたバイニマラマ暫定政権による「人民憲章」についての国民投票では64%の支持を得た。そして、2011年にオーストラリアのシンクタンクであるローウィ研究所がフィジー国内で行った

世論調査の結果,バイニマラマ政権に対し66%の支持が確認されている (PIR, 2011,10.4)。

(8) 「新立憲主義」(new constitutionalism) は、西洋先進国で生成発展した立憲主義が移植されたが、予定通り機能しなかったところに生まれたもので、立憲主義が機能するための前提条件を考慮した憲法設計を考える点に特徴がある。市民の権利保護と権力の制限という古典的立憲主義の原理を否定するものではないが、それに加えて実際に効果的に機能する政府と憲法を考え、その国の社会的、経済的環境に憲法設計を適合させることによって、安定した民主主義の確立を図ろうとするものである(東 2010b, 448-450)。なお。新立憲主義については以下の文献がある。小林(2007, 16-17)、石田(1997)、Newton and van Deth(2005, 53-54); Elkin and Soltan (1993)。

[参考文献]

<日本語文献>

- アルフレッド・T・マハン著 麻田貞雄編・訳 2010. 『マハン海上権力論集』(講 談社学術文庫) 講談社.
- 石田光義 1997. 「『新立憲主義時代』を考える――比較憲法の視座を求めて――」 『早稲田政治経済学雑誌』 (329).
- 粕谷祐子 2014. 『比較政治学』ミネルヴァ書房.
- 小林昭三 2007. 『西洋近代憲法論再考』成文堂.
- 塩田光喜 2014. 『太平洋文明航海記――キャプテン・クックから米中の制海権を めぐる争いまで――』明石書店.
- 塩田光喜・黒崎岳大 2012. 「浮上せよ!太平洋島嶼国――海洋の『陸地化』と太平洋諸島フォーラムの21世紀――」『アジ研ワールド・トレンド』 (198) 43 -50.
- 日本労働組合総連合会 2011. 「フィジーにおける労働者権利侵害の解消に向けた 外務大臣要請 報告」(連合ニュース 2011年11月10日付け) http://www. jtuc-rengo.or.jp/news/rengonews/2011/20111110_1320904963.html (アクセス 2015年11月1日)
- 東 裕 2007.「フィジークーデター(2006年)の経緯・論理・展望」『パシフィックウェイ』(129) 2月 20-31.
- ----- 2008. 「フィジー「人民憲章」(PCCPP) と民主制復帰について」『パシフィックウェイ』(132) 8月 9-19.
- ----- 2009. 「フィジー控訴裁判所判決(2009/04/09) と新体制の成立 | 『パシフ

- ィックウェイ』(134) 8月 13-2.
- ------ 2010a. 『太平洋島嶼国の憲法と政治文化-----フィジー1997年憲法とパシフィックウェイ------』 成文堂.
- ----- 2010b. 「新立憲主義・憲法工学・憲法政治学----立憲主義の普遍性と固有性をめぐる方法論的考察----」『憲法における普遍性と固有性---憲法学会五十周年記念論文集----』成文堂 445-482.
- ----- 2013b. 「フィジー2013年憲法草案の概要について」『パシフィックウェイ』 (141) 18-30.
- 2013c. 「フィジー憲法政府草案の概要と特徴――1997年憲法・ガイ草案との比較において――」『パシフィックウェイ』(142) 8-21.
- ----- 2015. 「フィジー総選挙・2014・雑感」『パシフィックウェイ』 (145) 20-27.

(定期刊行物)

『パシフック ウェイ (Pacific Way)』(社団法人太平洋諸島地域研究所)

文中の政治・外交上の出来事については、同誌連載の「太平洋諸島情報」の「フィジー(諸島)」の記事を参照した。この記事は Pacific Islands Report、Fiji Times、Fijilive 等の報道をもとに筆者自身が執筆したものである。本文中の同誌引用箇所の表記については(PW:発行年.(通巻号数),頁)とした。

<英語文献>

- Constitution of the Republic of the Fiji Islands, 27th July 1998, Fiji Government Printing Department.
- Fiji [2013] Draft Constitution of Fiji. (*本章でいう「政府草案」。フィジー政府のホームページに掲載)
- Fiji. 2008. Fiji Draft Peoples Charter for Change, Peace & Progress, & The State of The Nation and Economy Report. Suva: National Commission of Building.
- Fiji. Constitution Commission. 2012. Draft for Proposed CONSTITUTION OF FIJI, 2013. Presented to His Excellency Ratu Epeli Nailatikau, President of Fiji, in December 2012, in accordance with the Fiji Constitutional Process (Constitution Commission) Decree 57 of 2012.
- Elkin, Stephen L. and Karol Edward Soltan, ed.. 1993, A New Constitutionalism: Designing Political Institutions for a Good Society. Chicago: University of Chicago Press.
- Fiji. 2013.. "Fiji Constitutional Process (Adoption of Constitution) Decree 2013 (Decree

- No. 12 of 2013)." Government of Fiji Gazette 14 (32) 21, March: 1635.
- Fiji. Ministry of National Planning. 2009. Roadmap for Democracy and Sustainable Socio-Economic Development 2010-2014 A Better Fiji for All. [Suva]: Ministry of National Planning.
- Citizens' Constitutional Forum. 2013. An Analysis: 2013 Fiji Government Draft Constitution. Suva:. Citizens' Constitutional Forum.
- Nailatikau, Ratu Epeli 2013. Address to the Nation on Fiji's Constitution, 1/10/2013 (http://www.fiji.gov.fj/Media-Center/Speeches/H-E--RATU-EPELI-NAILATI-KAU---ADDRESS-TO-THE-NATION.aspx).
- Newton, Kenneth and Jan W. van Deth. 2005. Foundations of Comparative Politics; Democracies of the Modern World. Cambridge: Cambridge University Press.
- Bainimarama, Josaia Vorege. 2006. "Vorege Bainimarama's Press Statement (5 December 2006), "Fiji Times (http://www.fijitimes.com/extras/TakeOverAddress.pdf)
- —— 2009a, Prime Minister Josaia Vorege Bainimarama-Address to the Nation of Fiji Following Appointment of Cabinet, 11 April 2009.
- 2009b. "Transcript" [A Strategic Framework for Change] (http://pidp.org/pireport/2009/July/07-01-tr.htm Last visited October 1, 2015).
- 2013, Address to the Nation on Fiji's Constitution, 1/10/2013. The Fijian Govern-
- Hayward-Jones, Jenny 2011, Lowy Institute Fiji Poll 2011, Fiji at Home and in the World, Public Opinion and Foreign Policy. Sydney: Lowy Institute.
- Lawson, Stephanie. 1991. The Failure of Democratic Politics in Fiji. Oxford: Clarendon Press.
- Raynolds, Andrew 2002, The Architecture of Democracy-Constitutional Design, Conflict Management, and Democracy, Oxford University Press.
- Ratuva, Steven. 2007. "Fiji's Unique Coup Still Unfolding." (Fiji Times, Jan. 6) Pacific Islands Report (http://archives.pireport.org/archive/2007/january/01%2D09% 2Dcom1.htm).
- Shameen, Shaista 2007. The Assumption of Executive Authority on December 5th 2006 by Commodore I.V. Bainimarama. Commander of the Republic of Fiji Military Forces: Legal, Constitutional and Human Rights Issues. [Suva] Fiji Human Rights Commission.
- Sartori, Giovanni 1997. Comparative Constitutional Engineering: An Inquiry into Structures, Incentives and Outcomes, 2nd ed. Basingstoke: Macmillan.

<ウェブサイト>

Fijilive (http://fijilive.com/)